

2023年10月6日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
厚生労働大臣 武見 敬三 殿

岡山県保険医協会
理事長 木村 哲也



国の責任により医薬品の安定供給を図るよう求める要請

厚生労働行政全般へのご尽力に感謝申し上げます。

我が国は現在、必要とされる医薬品が必ずしも医療現場に供給されない不安定供給に陥っています。2020年末に発覚した後発医薬品メーカーの不祥事を発端に医薬品の供給不足が加速化、新型コロナウイルス感染症の流行による需要増もあいまって、現時点でも全医薬品の22.9%（日本製薬団体連合会2023年8月調査。品目数による）が供給停止もしくは限定出荷とされています。

供給停止の医薬品は9.0%（先発品は3.0%、後発品は12.3%）にのぼり、当会が2023年9月、会員医療機関を対象に実施した緊急アンケートでも、87.8%の医療機関が「入手困難な医薬品がある」と回答するなど、医療現場における医薬品不足はいまだ解消されていません。「全く入手できない医薬品」（71.1%の医療機関が回答）には、感染症治療に必要な鎮痛解熱剤、鎮咳剤、去痰剤、抗生物質などに加え、糖尿病治療薬、高血圧症治療薬、抗てんかん薬、抗うつ剤、止血剤など、さまざまな治療薬が挙げられています。

この結果、81.0%の医療機関が、投薬治療ができない、代替薬では効果不十分、薬剤の変更で患者が混乱、患者の状態悪化、手術ができないなど、診療への影響を訴えています。

「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」は2023年6月9日、報告書を公表し、政府が取り組むべき対応策について提言を行いました。（※）

（※）①後発品産業構造の見直し、②薬価基準制度での対応、③サプライチェーンの強化、④創薬力の強化、⑤適切な医薬品流通など

国は現状起きている医薬品の供給不足を解消し、十分な医薬品が医療現場に行きわたるよう至急手当てするとともに、有識者検討会で指摘された通り、供給不足が起きる根本原因の解決を図るよう強く要望します。下記事項の実現にむけ早急なご対応をお願いします。

記

- 1、現在、供給停止や限定出荷とされている医薬品及び医療材料等について、国の責任により至急、必要量を確保すること
- 2、製薬メーカー、とりわけ後発医薬品メーカーの安定的な生産力向上のため、何十年にも及ぶ低薬価政策を見直すこと。2024年薬価改定で薬価を引き上げること
- 3、医師が診療に必要な医薬品を適切に選択できるよう、診療報酬等による後発医薬品使用への行き過ぎた誘導をやめ、後発医薬品の使用促進策を見直すこと

以上